

消費者月間

学ぶことから始めよう

自立した消費者に向けて

5月は消費者月間です。消費者庁では、平成25年度消費者月間統一テーマを「学ぶことから始めよう」自立した消費者に向けて」として、消費者問題に関する啓発・教育等の事業を集中的に行います。

物を買って使う、料理をして食事をする、テレビを見る、電話をするなど、日常のほとんどが消費生活といえます。製品の不良合を知らずに使い負ってしまうけがや新たに考え出される手口の詐欺など、消費に関する事故や被害が多様化・複雑化する今、消費者が自ら進んで情報を収集することが重要です。

消費行動が社会に与える影響に興味を持って、消費者の社会的役割を自覚しながら行動できる、自立した消費者を目指しましょう。



自立した消費者になるために身に付けたい力

消費が持つ影響力の理解

自らの消費が環境や経済、文化など幅広い分野に影響を及ぼす可能性があることを頭に置き、より良いサービスを選択できるようにしましょう。

持続可能な消費の実践

持続可能な社会の必要性に気付き、その実現に向けて多くの人々と協力して取り組むことができる力を身に付けましょう。

消費者の参画・協働

消費者同士が、お互いの消費生活の

スタイルを尊重し、進んで社会参画することが重要です。みんなと協働して消費生活に関連する課題解決のために行動できる力を身に付けましょう。

こんな被害に注意!!

貴金属の「押し買い」

自宅を訪ねてきた業者が、指輪やネックレスなどを強引に安価で買い取っていくという「押し買い」の被害が増えています。

押し買いの手口

- ・突然の訪問で強引に買い取りの勧誘をする
- ・断ってもしつこい
- ・連絡先を教えない（うその連絡先を

教える)ので売ったものを返してほしくても連絡がつかない

- ・契約後すぐクーリング・オフを申し入れても「買い取りの場合はクーリング・オフできない」「キャンセル料がある」などと言う



「押し買い」業者は言葉巧みに、ときには脅しをかけた急がせたりしながら、冷静な判断をさせる間もなく貴金属などを買い取っていきます。

「押し買い」の被害を防ぐために次の点に注意し、断っても帰らないなど怖い思いをしたときは、警察に通報しましょう。

- ・買い取ってもらうつもりがないならきっぱり断る
- ・業者に買い取りを依頼するときは一人で応対しない
- ・契約前に相手を確認し、許可証の提示を求める
- ・納得して売る場合でも契約内容が書かれた書面をもらう
- ・クーリング・オフ期間内(8日間)は品物の引き渡しを拒否できる

消費生活相談窓口

消費生活に関する相談に応じています。相談は無料で、秘密は厳守します。「何かおかしい」と思ったら、迷わず相談してください。

お問い合わせ

市民課生活相談係

☎43-7044

大館市役所 市民相談室

電話番号

0186-43-7045

相談時間

月～金曜日 9時～15時45分

※水曜日、土日祝日、12月29日～

1月3日は休み

秋田県生活センター北部消費生活相談室

電話番号

0186-45-1040

相談時間

月～金曜日 9時～17時

※土日祝日、12月29日～1月3日

は休み

消費者ホットライン

消費生活相談でどこに相談してよいか分からない場合には、消費者ホットラインをご利用ください。

0570-064-370